

宇陀市立新学校給食センター電話交換機設備設置工事

入 札 説 明 書

宇陀市教育委員会

入 札 説 明 書

物品等の調達について、次のとおり一般競争入札を行います。本入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。
なお、この場合において、当該仕様書に疑義がある場合は、下記の3.(1)に掲げる者の説明を求めることができます。

1. 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件

宇陀市立新学校給食センター電話交換機設備設置工事

(2) 入札物件の数量及び特質

宇陀市立新学校給食センター電話交換機設備設置工事 一式
(詳細については、別添仕様書のとおり)

(3) 納入場所

宇陀市立新学校給食センター (奈良県宇陀市大宇陀野依1240番地)

(4) その他詳細については、別添仕様書のとおり

2. 入札方法

- (1) 入札は、借入物品の搬入、設置、調整及びこれらに付随する作業に要する経費、操作等の説明又は教育に要する経費、動産保険の加入に要する経費の総額で行います。落札決定に当たっては、入札書に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称、入札説明書の交付場所、入札参加資格の申請場所及び問い合わせ先

〒633-0253 奈良県宇陀市榛原萩原2110番地

宇陀市教育委員会事務局 学校給食センター

電話番号(直通) 0745-82-3784

FAX 0745-82-0153

E-mail g-kyuushoku@city.uda.lg.jp

- (2) 入札説明会の日時及び場所

実施しません。

- (3) 仕様書等に関する質問

入札説明書、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、上記3.(1)へFAX又はメールにより行ってください。

質問期間：令和6年2月28日(水)正午まで

回 答：令和6年3月1日(金)午後5時までに、入札参加資格を有する者に対しFAX又はメールにより回答します。

- (4) 開札の日時及び場所

令和6年3月8日(金)午前11時00分

宇陀市役所 2階 212会議室

4. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

- (2) 入札保証金
免除します。
- (3) 契約保証金
契約規則に定めるところによります。
- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、下記の提出書類を提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、開札の日の前日までの間において、宇陀市から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。また提出された申請書は返却しません。

提出期日 令和6年2月28日(金)午後5時まで

提出場所 宇陀市教育委員会事務局 学校給食センター

提出部数 1部

上記申請に基づく入札参加資格の有無については、電話・FAX及びメールのいずれかの方法により通知します。

提出書類	
1	納入(供給)証明書
2	保守体制整備証明書(保守体制フロー図、保守員の在籍証明も添付すること)
3	実績証明書

ア) 納入(供給)証明書(様式1)

別紙仕様書に示す物品等を、確実に納入できるメーカーの納入(供給)証明書を提出して下さい。

イ) 保守体制整備証明書(様式2)

奈良県内に保守体制が整備されていることを証明する書類として、保守体制整備証明書を提出して下さい。

別紙仕様書に示した調達物品に関し、保守(受付、障害対応、保守要員)は全て受注者にて対応可能であること。これらのアフターサービス・メンテナンス体制は奈良県内に整備され、365日24時間対応可能であること。また、奈良県内に保守要員が在籍していることを証明できる者であること。

保守体制フロー図及び奈良県内に保守員が在席する証明書も添付して下さい。

ウ) 実績証明書(様式3)

過去2年間に国または地方公共団体で宇陀市が別紙仕様書と同等と認める契約を元請として、2回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことの証明書を提出して下さい。履行実績の証明については、履行実績証明書及び契約書の写しの提出が必要です。

5. 入札書の提出方法及び提出期限等

(1) 提出期限

令和6年3月8日(金)10時00分(必着)

(2) 提出方法

郵便等による入札のため、郵便または持参とします。

(3) 提出先

「3. 入札書の提出場所等」のとおり

6. 入札書の作成方法等

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額についてはアラビア数字で表記することとします。
- (2) 入札書は、別紙（様式4）によることとします。
- (3) 入札書の記載にあたっては、下記の点に注意してください。
 - ア) 入札物件及び数量は1.(2)に示した名称及び数量とします。
 - イ) 年月日は入札書の提出日とします。
 - ウ) 宛名は、「宇陀市長」とします。
 - エ) 入札者氏名及び押印は、法人にあつては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また印章にあつては宇陀市に届出済みのものとします。
 - オ) 入札書に記載する金額は、消費税等相当額を除いた金額を記入してください。
(なお、契約金額は、前記の金額に消費税等相当額を計算した額とします。)
- (4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について入札書に押印したものと同一印を押印しておかなければなりません。ただし、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。記載した金額を提出前に変更するときは、新しい入札書を使用してください。

7. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることはできません。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札書の記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱字により必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

8. 開札

令和6年3月1日（金）午前11時00分から宇陀市役所212会議室により行います。入札に参加した者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行います。

9. 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (3) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。

10. 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災等やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。また、入札者の談合の疑い、不正不穏行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は入札者の負担とします。

11. 契約書作成の要否等

- (1) 要します。
- (2) 落札者は、落札の日から5日以内（特別の理由により必要があると認めるときは指定する日まで）に契約を締結するものとします。従って、上記4.(3)で示す契約保証金については、この期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに必ずそのことを証明する書類を提出してください。

(3) 落札者は、契約書に金額内訳明細書を添付することを要します。

12. 条件付の解除事項

この契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において債務を負担することなく長期の契約をできるものであることから、予算が保証されているわけでないので、契約書には「この契約の履行期間の始期の属する年度及び翌年度以降における歳出予算の金額については減額又は削減があった場合には、当該契約を解除又は変更する」旨の条項を盛り込むものとします。

13. 調停手続の停止等

この調達に関し、苦情申立に係る処理手続きにおいて、契約を停止し、又は解除する場合があります。

14. 留意事項

(1) この調達物品の契約担当課（発注課及び請求書提出先）は次のとおりです。

〒633-0253 奈良県宇陀市榛原萩原2110番地

宇陀市教育委員会事務局 学校給食センター

電話番号（直通）0745-82-3784

(2) 落札者は、詳細仕様・納品時期等については、発注課の指示に従って、担当者と充分打ち合わせをしてください。

(3) 調達物品納入後の検査・検収については、必ず、必要要員を確保し、検査等の立会、操作方法等の説明を要します。又、各構成装置の取扱説明書を必要部数提出してください。

(4) この調達物品の請求については、納品により検査・検収終了後請求書を提出するものとし、その支払いの請求を受けたときは、その日から30日以内に該当代金を契約者の指定する口座に振り込むものとします。

(5) 入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り市民の信頼を失うことのないよう注意してください。